

大牟田市新型インフルエンザ等行動計画(案)の主な変更点

(1)はじめに

- ①新型コロナ禍の対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が、令和7年3月に福岡県行動計画が全面改訂されました。
- ②現行の大牟田市行動計画は保健所設置市として策定していましたが、大牟田市は令和2年4月1日より保健所機能を福岡県に返還しているため、一般市町村として全面改定を行います。

(2)変更点

●章名の変更

(旧)基本的な方針 → (新)総論、(旧)各段階における対策 → (新)各論

●発生段階の区分見直し

(旧)未発生期⇒海外発生期⇒県内未発生期～県内発生早期⇒県内感染期⇒小康期
↓

(新)準備期⇒初動期⇒対応期

●削除された主な項目

1. 感染発生時の被害想定(複数のシナリオを想定するため、福岡県の行動計画からも削除)
2. 感染対策の基本項目における『サーベイランス』:
　　感染症の発生動向などの調査を行うもの(保健所業務のため)
3. 感染対策の基本項目における『医療』:
　　医療相談センターの設置、医療提供確保、医薬品の備蓄、整備に関するもの(保健所業務のため)
4. 市の役割:保健所機能返還に伴い、感染症法における地域医療体制の確保やまん延防止に関し、
　　県に準じた役割に関する記載を削除

●新たに追加された主な項目

1. 総論内に平時の備えの整理やDXを活用した情報収集・共有の推進を明記
2. 県が実施する患者等への生活用品等の物資支援への協力を明記
3. 医療機関の役割:県との医療措置協定に基づき、県からの要請に応じた対応(医療提供体制の整備等)を追記